

菊川市学校給食センター調理・配送等業務委託プロポーザル募集要領

1. 募集要領について

菊川市（以下「市」という）では、平成 28 年度（2016 年度）から 2 回の委託契約期間を得て菊川市学校給食センターの調理及び配送業務を民間事業者へ委託を行っていますが、令和 5 年度（2023 年度）をもって委託期間が終了することから、次期の委託について下記のとおり公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

この募集要領は、調理・配送等業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

菊川市学校給食センター調理・配送等業務委託

(2) 業務場所

菊川市学校給食センター（住所：〒439-0031 菊川市加茂 1110-16）

(3) 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間

(4) 業務内容

別紙菊川市学校給食センター調理・配送等業務委託仕様書のとおり

(5) 提案限度額

491,240,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3. 参加資格

(1) 参加要件

参加事業者は、次の要件を全て満たしていることとします。

- ア 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有している者。
- イ 静岡県磐田市・袋井市・掛川市・御前崎市・牧之原市・島田市・藤枝市・焼津市・森町・川根本町・吉田町及び菊川市の 12 市町内で、1 日 2,000 食以上の学校給食調理施設または共同調理場での実績を有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務を行っている者。
- ウ 市との連絡・調整が速やかに行えるように、静岡県内に本社・支社・事業所のいずれかを本委託業務開始までに有している者。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）に基づく再生手続き中でない者。
- カ 最近 1 年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納していない者。

(2) 参加資格の確認

参加事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とし、参加資格がない事業者については文書で通知をします。ただし、参加資格確認後から委託事業者が決定するまでに参加者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

(3) 参加に関する留意事項

- ア 参加事業者は、提案書の提出をもって募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

ウ 参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とします。

エ 参加事業者から募集要領等に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は必要があるときは募集要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとします。なお、選定にかかる公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。

オ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に関わらず返却いたしません。

カ 市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を掲示することを禁止します。

キ 参加表明書提出日から委託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とします。

(ア) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

(イ) 同一の参加事業者が複数の提案を行った場合

(ウ) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

(エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(オ) 虚偽の内容が記載されている場合

(カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(キ) 著しく信義に反する行為があった場合

(4) その他

ア 市が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ 本募集要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。

ウ 選考結果についての不服及び異議申し立ては認めません。

4. 参加手続

事業実施のスケジュールは以下のとおりです。ただし、受付は午前8時30分から午後4時30分までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

募集要領等の公表	令和5年10月12日（木）
仕様書等の配布	令和5年10月12日（木）から10月26日（木）
募集要領に関する説明会及び施設見学会	令和5年10月24日（火）
募集要領等に関する質問の受付期間	令和5年10月17日（火）から10月26日（木）
参加表明書（兼参加資格審査申請書）の受付	令和5年10月26日（木）まで
募集要領等に関する質問の回答	令和5年11月9日（木）まで
参加資格確認の通知	令和5年11月9日（木）まで【予定】
提案書類の受付	令和5年11月13日（月）から11月27日（月）
提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査	令和5年12月13日（水）【予定】
審査結果通知	令和5年12月下旬以降
業務委託事業者の決定	令和6年1月上旬以降
開始準備	決定後から令和6年3月31日（日）

(1) 仕様書等の配布

業務委託仕様書・企画提案書様式集等の書類を、令和5年10月12日(木)から10月26日(木)で配布します。

配布期間：上記期間の午前8時30分から午後4時30分 ※土日祝を除く

配布場所：菊川市学校給食センター

※書類配布時に希望をすれば、Eメールによるデータ配布も併せて行えます。

(2) 募集要領に関する説明会及び施設見学会の実施

参加希望者があれば、募集要領に関する説明会及び施設見学会を実施します。

ア 日時 令和5年10月24日(火) 午後3時30分から6時00分まで

イ 場所 菊川市学校給食センター

ウ 受付 菊川市学校給食センター 午後3時00分から

エ 留意事項

(ア) 説明会及び見学会参加希望者は、(様式第1号)を令和5年10月20日(金)午後4時30分までに、事務局(菊川市学校給食センター)までFAX又はEメールにより提出してください。

(イ) 参加人数は、1事業者につき5名までとします。

(ウ) 調理室などに入場する方は、必ず検便の検査結果(最近1か月以内)を持参するとともに、清潔な白衣、帽子、上履きを持参してください。

(エ) 見学の際は、設備機器などには手を触れないようにしてください。

(オ) 見学に当たっては、菊川市職員等の指示に従ってください。

(カ) 見学当日は給食実施日であり、洗浄等を行っています。状況によっては、見学予定時間の遅延や見学不可となる箇所もある場合があります。

(3) 募集要領等に関する質問の受付

本募集要領等の内容に関する質問を、令和5年10月17日(火)から10月26日(木)で次のとおり受け付けます。

ア 質問書(様式第2号)に内容を簡潔にまとめて記載し、事務局(菊川市教育委員会教育総務課給食センター係)までFAX又はEメールにより提出してください。

イ 受付期限は、令和5年10月26日(木)の午後4時30分までとします。

(4) 質問の回答

質問の回答書は、令和5年11月9日(木)までに参加表明者全員にFAXまたはEメールにより回答します。なお、電話及び口頭等の個別対応はいたしません。

質疑に対する回答は、募集要領や仕様書等の追加又は修正とみなします。

5. 提出書類

(1) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)

ア 提出期限 令和5年10月26日(木) 午後4時30分

イ 提出書類

参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第3号) 1部

※参加表明のあった参加資格確認は令和5年11月9日(木)までに通知を予定しています。

(2) 提案書および見積書

ア 提出期限 令和5年11月27日(月) 午後4時30分

イ 提出書類

(ア) 提案書(提案書様式集：様式A～C) 正1部・副15部

a 原則として A4 判・縦型・横書き・左綴じとし、ページ番号を付けるとともに、フラットファイルに編冊してください。

(イ) 見積書（提案書様式集：様式D）1部

a 見積書は提案限度額以下としてください。

b 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を除いて記載してください。

c 見積書には代表者印を押印してください。

d 見積書（提案書様式集：様式D）とは別に、人件費、被服衛生費、消耗品費、配送経費、管理費等、詳細な各年度別積算内訳（任意様式）を添付してください。

e 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成してください。

ウ 提出方法

直接持参とし、その他の方法による提出は受け付けません。

エ 提案に関する留意事項

(ア) 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規及び、学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等を遵守すること。

(イ) 調理等業務従事者の雇用について、現従事者や地域人材の活用に関する提案を行うこと。また、雇用以外の具体的な地域貢献の内容についても提案を行うこと。

(3) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式7号）を提出してください。

(4) 提出先

菊川市加茂 1110-16

菊川市教育委員会 教育総務課給食センター係

6. 提案書等の審査

菊川市学校給食調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記の審査を行い総合的に最も優れた事業者の選考を行います。

(1) 提案選考審査

ア 審査会は、参加資格を備えた参加事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。詳細については別途通知します。

・日 時 令和5年12月13日（水）の午後を予定しています。希望者には改めて日程を通知します。

・場 所 菊川市役所庁舎東館（3階会議室）

・時 間 プレゼンテーション(20分)とヒアリング(10分)を含めて30分とします。

・出席者 3名までとします

・準備物 パソコン等使用する場合は、各自準備してください。

（スクリーン、プロジェクターは市が準備します）

・準備、撤収 審査前後の10分間の休憩時間に行ってください。

イ 審査を行う順番は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の受付順とします。

ウ 審査委員（出席委員）は、参加事業者ごとに評価項目「業者選定基準」により評価点を付します。

エ 参加事業者が1事業者であった場合には、別途業者選定基準を設け審査を行います。審査及び選考の手順についての変更はありません。

(2) 審査結果の通知及び公表

選考結果は、参加事業者全員に通知します。

(3) 委託予定者の決定

市は、審査会の審査結果を踏まえて、合計評価点が最も高い参加事業者を、委託予定者として本業務に係る随意契約の相手方とし、契約交渉を行います。また、契約交渉の際には、提案内容・見積額について適正であるかヒアリングを行う場合があります。

なお、委託予定者と契約が締結しない場合は、評価点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結します。

(4) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

(5) その他

ア 企画提案書に記載されていない追加提案は認めません。ただし、企画提案書の内容補足は認めません。

イ 令和6年度の業務開始までの業務準備等にかかった経費は全て受託事業者の負担とします。

ウ 提出した企画提案書等の返却は行いません。

7. 事務局

菊川市教育委員会 教育総務課 給食センター係
〒439-0031 静岡県菊川市加茂 1110 番地の 16
TEL : 0537-35-2023 FAX : 0537-35-1546
E-mail : kyushoku@city.kikugawa.shizuoka.jp